

Leon Duguit, Lecons de droit public generale  
(1926) (3)

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/2297/4452">http://hdl.handle.net/2297/4452</a>

《翻訳》

# レオン・デュギー『一般公法講義』（一九二六年）（II）

赤坂幸一  
曾我部真裕

## 第五講 法〔＝権利〕主体および団体的人格の問題

皆さん、

あらゆる法を支配しており、法を理解するためには不可欠の一般理論に関する検討を終えるにあたって、最後に明らかにしなければならないことは、法〔＝権利〕主体 (*sujet de droit*) の問題です。確かに困難な問題ではあるのですが、多くの法学者が用いた悪しき手法により、徒に複雑にされてしまったのです。

今日、この法〔＝権利〕主体といふ表現は、法学用語の中に完全に定着しています。これはフランス語の表現ですが、ドイツ法学によつて普及したものです。かつてフランスでは、法〔＝権利〕の保持者 (*titulaire du droit*) と言いましたが、今日では法〔＝権利〕主体と訳するのが通常です。<sup>スジヨ</sup>主体といふ語は、より一般的でもあり、またより的確な語であります。そして、この表現がいかなる服従の観念をも引き起しれない」と、換言すれば、客觀法に拘束されるが、しかし主觀法〔＝権利〕が存在するのであればその保持者となりうるような存在のみを意味すること、に注意してください。

## I 客観法の主体

客観法ないし法準則に拘束されうる存在とは何でしょうか。この問いは、実際には単純なものなのですが、不<sup>正</sup>當にも曖昧にされて來たのでした。

想い起こして頂きたいのですが、あらゆる法準則——その全体が客観法を構成します——は、それがある作為を命じる場合であれ、禁止を命じている場合であれ、命令的な定めであります。命令的な定めが、それ自身自覺的な意思のみを名宛人とし、またこれのみを拘束しうるのは明らかです。ところで、それ自身自覺的な意思を有すると認めうる、この世で唯一の存在は、理性を持つ年齢に達し、正常な精神状態を有する人間のみであります。動物も意識を持つことがあるかもしれませんし、また我々は、見えない無数の意識的存在に囲まれてゐるのかもしれません。しかし、それを認識する」とは凡そ不可能です。それゆえ、自覺的で理性的な意思を有する個々の人間のみが、客観法の主体たりうるのだ、と言つべきでしょう。他の主体などあり得ないのです。そして、何らかの理由で自覺的な意思を持たない個々の人間は、客観法の主体ではないし、またそうであることは不可能なのです。

団体 (collectivité) もまた、それがいかなる形態であれ、客観法の主体ではあり得ません。  
（アソシエーション）  
（コルボラシオン）  
財 団は、それ自体としては、客観法の主体にはなれません。なぜなら、これらは構成員たる個人の意思とは区別される自覺的な意思を持たないし、また、それを持つことを証明するのは不可能だからです。国家という大きな社団 (corporation) は客観法の主体ではないし、また客観法の主体ではあり得ません。国家についても、他の社団と同じく、構成員の人格とは区別される自覺的な人格を有していることを証明することは出来ないのです。だからと言つて、国家が法に服さないという訳ではありません。全く反対に、この講義すべてを通して証明しようとしているのは、法は国家に優越し、国家を拘束するということ、また同時に法は、いわゆる国家法人を名宛人とするので

はなくして、現実に権力を保持している統治者を名宛人とするのだと「こと」、および、以上の「こと」が、「法に対する國家の従属」が虚しい言葉にならないための必要条件である「こと」となのです。

次のこととに注意を喚起しておかねばなりません。すなわち、法学者のうちには、とくにメストゥル〔Mestre, Achille, 1874-1960〕<sup>(3)</sup>が法人の刑事责任に関するその優れたテーズで述べたように、客観的法準則——特に刑法のそれ——は個人と同様に団体をも拘束する、と説く者がいるのです。そうであるためには、団体が人であり、個人の意思とは区別される自覺的な意思を持つ「こと」が示されなくてはならないでしょう。しかし、この証明がされたことは決してありませんし、これからも決してないでしよう。

## II 主觀法〔＝権利〕の主体

主觀法〔＝権利〕の主体となりうるものとは、何なのでしょうか。

この問い合わせに答えることが意味を持つためには、当然のことながら——先に我々が明らかにしたところに反して——主觀法〔＝権利〕なるものが存在することを、ひとまず想定しなければなりません。しかし、主觀法〔＝権利〕の主体が存在すると考えられているにも拘らず、多くの場合において、実はそれを見出すことは不可能だ「こと」とが分かるでしょう。そしてこのことは、主觀法〔＝権利〕が存在しないことを示す、異論の余地なき新たな証拠となるでしょう。

ひとまず主觀法〔＝権利〕が存在すると想定しますと、先に次の三点を確認したところです。<sup>(4)</sup> (一) 主觀法〔＝権利〕が存在するとすれば、それは意思の力であり、また意思の力でしかありえない「こと」。(二) 法的に保護された地位が見出される場合には、その背後には必ず主觀法〔＝権利〕が存在しなければならない「こと」。(三)

主觀法〔＝権利〕が存在しうるのは、その主体たりうるものが存在する場合のみであると云ふこと。

以上のことと踏まえると、はたして、主觀法〔＝権利〕の保持者たりうる存在とは如何なるものなのでしょうか。答えは明らかです。主觀法〔＝権利〕は、もしもそれが存在するならば意思の力に他ならない以上、それ自身自覚的な意思を持つ存在のみが主觀法〔＝権利〕の保持者たりうるのです。個々の人間のみがそのような意思を持ちます。それゆえ、個々の人間のみが、さらに彼らの内でも自覺的な意思を持つ者のみが、主觀法〔＝権利〕の保持者たりうるのです。それゆえ、理性を持つ年齢<sup>(5)</sup>に達していない者、また老齢あるいは障害のゆえに事理を弁識する能力（notion des choses）を失った者は、主觀法〔＝権利〕の保持者にはなれません<sup>(6)</sup>。

もちろん、多くの場合、社会的に保護された法的地位は、自らの行為および意思を自覺した個々の人間に関わります。その場合には問題はありません。所有権や債権について語ることが出来ますし、それを享受する人間をこれらの権利の主体と呼ぶことも出来ます。しかし、所有者・債権者が幼児（infans）<sup>(7)</sup>、憤激している狂人、判断力を失った老人である場合には、困難が立ち現れ、これを克服する」とは困難なのです。この幼児（enfant）、老人、および憤激している狂人は、はたして主觀法〔＝権利〕の主体たりうるのでしょうか。合理的に考えればそんなことは不可能です。なぜなら、彼らは自覺的な意思を持つていないのでから。しかしながら、次のように極論する人があるかも知れません。これらの者は、確かに大変衰弱した意思、ないし潜在状態にある意思を有しているのだけれども、しかしそれが意思であることに変わりはなく、主觀法〔＝権利〕の基盤たりうるのだ、と。実際には、これは一つの擬制です。止むを得ない場合には擬制というものを認めることも出来ますが、この点に付いてはこれ以上立ち入りません。

しかし、主觀法〔＝権利〕の概念、およびかかる権利の主体という概念が、克服しがたい実際上の困難に直面するのは、団体に関する地位が問題となるときです。論述を容易にするために団体の地位（situation collective）と一言

で呼ばうと思いますが、この地位は法的に保護されるべきものであり、また実際に法的に保護されているにも拘らず、主觀法〔＝権利〕の概念、および法〔＝権利〕主体の概念を維持するならば、その保護を説明することは不可能なのです。この団体の地位は二つの形を取つて現れます。第一に、語の一般的な意味における結社であり、職業団体も——一定の点で特殊の性質を持つてゐるにも拘わらず——この内に含めておきます。第二に、財團です。

結社ないし職業団体は、特定の共通目的を共に追求しようとする一定数の個人の結合であり、この目的は他方、結社に内在するものであり、すなわち結社の構成員に直接に関わります。たとえば、共済組合、芸術団体および商業団体や、職業的団体 (association professionnelle)、すなわち特定の職業の擁護を目的とし、特に職業団体の性格を持つものが、その例として挙げられます。

財團は、何らかの意思が、自身に外在する目的のために一定量の財産を割り当てるときに必ず現れる団体的地位であります。たとえば、病院や何らかの慈善施設、あるいは美術館のような芸術施設を設立し運営するために、一定量の財産が割り当てられます。これらはみな財團の例なのであり、財團は、単独の意思からでも、結び付いた複数の意思からでも、さらには国家や他の公法上の法人すべてのような公的な意思からでも、生まれることが出来ます。仮に財團の対象及び目的が適法なものであるとすれば、そこから生ずる団体の地位は保護されなくてはなりません。

これら様々の地位が保護され、かつ主觀法〔＝権利〕の理論が承認されるのであれば、必然的に、それら各々の地位の背後には主觀法〔＝権利〕が存在することになります。主觀法〔＝権利〕が存在するのならば、自覺的な意思を持つ存在があるはずです。しかしながら、結社も財團も、自覺的な意思を持つ存在ではないのです。それゆえ、主觀法〔＝権利〕の概念、および法〔＝権利〕主体の概念に囚われるならば、結社や財團に係る団体的地位の法的な保護を説明し正当化することは、絶対に不可能となります。

### III 団体の人格の問題

そこが問題なのです。この問題は、今日、公法の領域においても私法の領域においても、とりわけ差し迫った現われ方をしております。といいますのも、西洋のあらゆる国において、アソシアシオニズムやサンディカリズムの大きな動きが存在するからです。保護に値する新たな団体的地位が日々形成されております。それゆえ、主觀法〔<sup>⑧</sup>権利〕や法〔<sup>⑨</sup>権利〕主体からなる伝統的な理論を説く者はすべて、何とかして、その理論の枠内で団体的地位の法的な保護について説明しなければなりませんでした。そういうわけで、この問題について、極めて多様な学説が積み重ねられてきました。それにも拘らず、またこれら諸学説の驚異的なまでの巧妙さにも拘らず、未だ解答は与えられておりません。実際、諸々の事実を何とかしてある種のア・プリオリな理論に包摂しようとの試みが行われました。しかし事実は理論を超えるものであつたのでして、理論は無力なものに止まつております。私は、これら種々の学説の批評をしようという意図は毛頭ありません。ただ、それらの学説の源に存在する一般的な思想を明らかにしたいと思うのです。この観点からしますと、それらの学説を二つのグループに分けることが出来るようになります。

#### A

私が第一のグループに分類するのは、次のように説くすべての学説です。すなわち団体は、実在のレヴエルにおいては法〔<sup>⑩</sup>権利〕主体ではなく、団体がそのような性質を帯びるのは国家の全能なる決定によつてのみである、と。これらの学説はすべて、一は理論的な理由により、一は実際的な理由により、これを認めることが出来ません。理論的には、現実の立法者がいかに全能であれ、意思のないところに意思を創り出すことは出来ないのでから、それらの学説は否定しなければなりません。このような法的人格は、法においてよく見られるところの擬制なのだ

と、いう仰ることでしょう。違うのです。擬制というのは、ある時代においては、形式主義的な法(droit formaliste)における硬直性を回避するための手段でした。近代の法は全然形式主義的なものではありませんし、近代法を、それを今なお覆い尽くしている想像物から解き放たねばなりません。

これらの学説の実際上の欠点は、理論上の不備よりもなお重大です。その欠点は、これらの学説が結社の自由の承認を妨げるという点にあります。なぜフランスでは、一九〇一年にいたるまで、結社の自由が存在しなかつたのでしょうか。なぜこの一九〇一年法は、不完全な結社の自由しか与えなかつたのでしょうか。なぜなら、ローマの昔より、疑いの余地なきドグマとして次のように説かれてきたからです。すなわち、法的に保護される団体の地位が存在しうるのは、国家がその全能性において、かかる地位の背後に法的人格(personnalité morale)、或はいわゆる法人格(personnalité morale)を創り出した時のみである、と。私が退けるこの学説は、それゆえ、恣意に通じ、結社および財团の自由の否定に至るものなのです。

この一般的学説は、多くの副次的な学説を含んでいますが、これらはすべて同一の思想<sup>(イデー)</sup>に関わっています。

(1) サヴィニー<sup>(10)</sup> [Savigny, Friedrich Karl von, 1779-1861] の伝統的な学説(いわゆる法人擬制説)。これによれば、単純に、団体の法人格は国家が創出するものとされ、団体の法人格が存在するのは国家が明示的にその決定を行つた場合のみである、とされます。序に一言しますと、先に示した欠点の他に、この学説では、国家の団体人格を説明することが出来ません。と言いますのも、国家は、自身が存在する以前にこの人格を自らに与える」とは出来ませんし、他方、国家が存在するのは国家が人格を有している場合のみだからです。

(1) ドイツの法学者ベッカー[Bekker, Ernst Immanuel, 1827-1916] の学説<sup>(11)</sup> (フランスのミシュー教授が、その名著『法人理論』<sup>(12)</sup>において、この学説をフランスに持ち込んでいます)。その要点は次の通りです。

主觀法[=権利]の主体を定めるためには、まずもって、主觀法[=権利]とは何かを決定することが必要である。

ところが、ベッカーによれば、あらゆる主觀法〔＝権利〕は二つの要素を包含しており、一は力の要素 (*élément pouvoir*)、すなわち処分権であり、一は利得の要素 (*élément profit*)、すなわち物の使用権及び収益権である。これら二つの要素は同一の主体において結合することがありうるし、またしばしば結合する。利得の要素の保持者が、自覺的な意思を有する人であるときがそれである。しかしながら、力の要素と利得の要素が分離し、二人の異なつた者に宿ることもありうる。利得の要素が、自覺的な意思を欠く者に帰属する場合がこれに当たる。しかし實際は、そのような場合には、唯一の法〔＝権利〕主体しか存しない。なぜなら、力の要素の保持者は、利得の要素の保持者を代理しているからである。

たとえば、幼児 (*infans*) は諸々の権利を有する。幼児は利得の要素の保持者であり、力の要素の保持者は後見人である。〔この場合には、〕唯一の法〔＝権利〕主体、すなわち後見人によつて代理された幼児、しか存在しない。結社又は財団に関する団体の地位の場合についても同様であつて、利得の要素を支えるのは結社の構成員又は財団の利益を享受する者であり、力の要素は、結社又は財団の理事に帰属する。しかしながら、法〔＝権利〕の主体はただ一つ、すなわち理事によつて代表された結社又は財団だけである、と。

確かに、この学説は大変巧妙なものではあります。それは國家の介入を最小限にとどめます。これら種々の理論の一を採用しなければならないのだとしたら、私はもちろんこの学説に賛同します。しかし、この説もまた、国家を介在させるという過ちを犯しています。実際、法〔＝権利〕の主体が存在するためには、力の要素の保持者と利得の要素の保持者との間に、代理の関係が存在することが必要ですが、国家のみがこの代理の関係を創出する」とが出来るのです。それゆえ、この学説もまた、先に示したような理論上・実際上の一般的な異論に逢着するのです。

(三) 統一體として扱われる多数人格の理論。<sup>ヨニテ</sup> <sup>ブリュラリテ</sup> ドイツにおいてはモイラー [Meurer, Christian, 1856-1935]、フランスではプラニヨルとベルテルミニ [Berthélémy, Henry, 1857-1943] が、この説を支持しております。その説くところに依

れば、団体はそれを構成する諸個人から区別された法人を成すものでは決してなく、団体的人格が語られる場合には、団体を構成する多数の人格が、一定の関係においてかつ団体的利益に関連して、法的には、あたかも統一体であるかのように扱われる」とを言わんとしているのだ、といふことになります。

この説は、言葉の曖昧さを利用するものに過ぎず、単純に、サヴィニーの伝統的な理論に帰着するものです。サヴィニーの説と同様、この学説も、団体人格は「国家の」実定法が創出するものに過ぎない、と説きます。他方、この学説は、財團に適用しようとすると、まことに拙いをまを頭わにします。この場合、あたかも唯一の者が存在するかのように扱われるべき諸個人は、どこに存在するかのうでどうか。病院について、それは入れ代わり立ち代わりやつてくる全ての患者である、と言う人がいました。美術館について、それはすべての訪問客である、と主張する人もいました。これがまともでないことは明らかであり、この理論は体を成しておりません。

B

第二の集團に含まれるのは、次のように説く全ての学説です。すなわち団体は、結社であれ財团であれ、それが存在するといふことのみから当然に、自意識 (conscience) と意思とを持ち、それゆえ実在の人格を有するのである、と。これらの学説はすべて、大法学者ギールケが唱えたドイツの学説に由来し、今日のフランスでは、特にオーリウ⑭とメストゥルにより代表されています。

結社及び職業団体については、次のように考えます。複数の人間が共通の目的を追求するために集うときは、直ちに又は時を経過した後に、個々人の自意識及び意思とは異なる、共通の自意識及び意思が自ずから形成される、と。これはルソー [Rousseau, Jean-Jacques, 1712-78] が共同の自我 (moi commun) と呼んだものです。<sup>⑮</sup>この意思是、事物の自然の成り行きにおいて外部に表されます。すなわち、団体の一定の個人構成員がその機関となり、こうして、國家の介入なしに、自意識及び意思を持ちその機関オルガンを通じて行動する団体人格が、それゆえ法「権利」の主体が、

誕生するのです。それはあたかも、個々の人間自身がその器官オルガンを通じて行動するがごとくです。

もちろんこの理論は、とくにギールケの力強さとオーリウの巧妙さを以つて開陳されるときは、大変魅力的なものであります。しかし、容易に看取られるように、この理論は、まったく証明されておらず又証明することの出来ない、形而上学的主張に依拠しているに過ぎません。一定数の人間が同じことを望み、その共通の意欲を実現する任務を他の者に負わせたということからは、個々人の自意識及び意思とは異なった实在を有する、共通の自意識および意思が形成されると結論することは出来ません。そこに存在するのは単なる形而上学的概念であり、実証科学においてこれを受け入れることは出来ないのです。

これらに付言すべきことに、この団体人格实在論では、財団の人格を説明することが全く出来ません。ギールケ及びツィーテルマン(16) [Zitelmann, Ernst, 1852-1923] は、その驚異的なまでの巧妙さにも拘らず、これを説明することに挫折しています。彼らは、財団の法的主体は財団設立者の意思であり、この意思是設立者の死後もなお存続する、と説くにいたりました。しかしながら、財団設立者は、意思を持たない団体であるか、そうでなければ自らの意思と共に消え去る個人なのであって、この意思が個人を超えて存続するというのは子供じみた考え方です。

## V 団体人格の否定

以上の説明を前提とすれば、いかなる結論を導き、いかなる態度をとるべきなのでしょうか。二つの方途のみが可能です。(一) サレイユ(17) [Saleilles, Raymond, 1855-1912] の現実主義の立場。(二) 私の実証主義の立場。

サレイユは団体の人格の問題に関する素晴らしい書物の中で、私が先に示しました種々の学説を長々と分析し検討した後に、次のように結論しました。すなわち、それらの学説はどれも支持できず、そのうちのどれを取るかは重

要ではないが、しかし団体人格という概念は何としても維持することが必要である。なぜなら、この概念によつてのみ、団体的利益に法的保障と実効的保護とを与えることが出来るからだ、と。もつともこれは、サレイユおよびジェニーの著作に靈感を吹き込んでいる指導理念を適用したものに過ぎず、兩者ともに現実主義の刻印を受けております。

二年前にマドリードで行つた講演で、私は次のように答へました。法的人格の概念が証明されておらず、また証明不可能なものであり、それが直接に認識されるいかなる現実にも対応していない、ということが認められる以上、この概念を維持する必要はないのではないか、と。法的人格の概念は、団体的地位の法的な保護を基礎付け、または説明するために、決して必要なものではありません。そのためには、ある客観的法準則を適用すれば十分なのであり、社会連帶の觀念および公正の感覺の両者が、この客観的法準則を要請しているのであります。この準則は次のように定式化できるでしょう。すなわち、如何なるものであれ、ある「団体的」地位——例えばある目的のための財産の割当て——が見出される場合には、この地位の対象と目的——例えはかかる割当ての対象と目的——が適法なものであるならば、この地位は社会的に保護されるべきであるし、近代社会においては実際に保護されている。これを最後に、形而上学のごみの山を捨て去りましょう。この場合にのみ法学は進歩するのであり、さもなければその場で足踏みすることになるでしょう。

以上の一般的な序論を経て、我々は国家という大問題に立ち至りました。次週の講義でこれを説明いたしましょう。

(訳注)

- ① )の点に付いては、第二講Ⅱ及びⅢを参照されたい。
- ② 一八七四年七月二二日生を享けたメストゥルは、トゥールーズ大学法学部を卒業後、パリ大学法学部で法学博士号を取得し、一八九九年に法学教授資格を取得した。M・オリウの「直弟子」としてトゥールーズ大学教授を務めた後、一九二二年からパリ大学で財政法・行政法の教授を務め、一九四六年以降は同大学法学部の名誉教授となつてゐる。行政法学教育におけるその指導力と、シレー年鑑における判例ノートの分析力が評価されてゐる。( *L'évolution du droit public : études offertes à Achille Mestre*, Sirey, 1956, p. 1 et suiv. 及び兼子仁ほか『フランス行政法学史』(岩波書店、一九九〇年) 二二八頁)。
- ③ パリ大学に提出されたテーズ、Achille Mestre, *Les Personnes morales et le problème de leur responsabilité pénale*, Paris : A. Rousseau, 1899 を指す。なお、*Traité*, 3<sup>e</sup> éd., t. I, pp. 488-489 では、Thèse de doctorat : *De la responsabilité pénale des personnes morales* (Paris, 1900) が典拠に挙げられている。
- ④ 本書第二講および第三講を参照。
- ⑤ 一般には五歳から七歳とされる。
- ⑥ )の点につき、本書第一講Vを参照。
- ⑦ *infans* はラテン語で幼い子供を意味し、フランス法の用語としては、善悪の識別能力を持たず、また充分に意味を知つて要求・行動する能力をもたない幼児を指示する。
- ⑧ サンディカリズムに関するデュギーの見解については、第八講IIおよび当該箇所の訳注、ならびに高橋和之『現代憲法理論の源流』(有斐閣、一九八六年) 二三八頁以下を参照されたい。
- ⑨ デュギーの見解に依れば、法人格の根拠を擬制に求める見解の難点は、現実の結社それ自体に法的資格を認めない点にある。そのため、結社に法的人格を承認したり、団体的利益を承認したりする)とは、立法者・法律による裁量的な決定の問題と化してしまうのである。したがつて、——擬制が、団体的人格の創出と、多数人格を統一として扱う)との何れに関わる場合であつても——現実の立法者はつねに、自分のみが )の人格や統一を創出する)ことができ、また自分が創出したものはいつでもこれを破壊する)ことができる、と考えるのである。そして、このような理念の故に、一七八九年一月二二日デクレは聖職者団体の財産の国有化を規定し、また一九〇一年法律は宗教団体に対する警戒の念を捨てなかつたのである、( *Traité*, 3<sup>e</sup> éd., t. I, p. 508 et suiv.)。もしくも、宗教団体に対する強度の規制立法については、法〔=権利〕主体の概念を巡る学問上の論争との関係においてではなく、第三共和制の反教権闘争や、一八八〇年代以降のライシテの原則(政教分離原則)への動きとの関連で考察する方が有益であろう。たとえば、大村敦志『フランスの外交と法』(有斐閣、一九〇〇年) 一九三頁以下、および參憲資料第一

五号「結社・宗教の自由と団体法制に関する主要国の制度——ヨーロッパの場合を中心とする」（参議院憲法調査会事務局、1900年）10頁以下を参照。

(10) ルイ・ルイ・ミッシュにおける歴史法学の始祖。若しくして『占有権論』を著して、所有の意味説をとなえ、また法典論争ではティボーに反対して「立法・法学に対する現代の使命」を謳じ、法はいつかのではなく成るのであることを主張した。主著として『現代ローマ法体系』、『中世ローマ法史』、『債務法』などがある。

(11) E.I. Bekker, *Zur Lehre vom Rechtssubjekt : Genuss und Verfügung : Zwecksatzungen Zweckvermögen und juristische Personen*, 1867 ; ders., *Zur Lehre vom Rechtssubjekt, Jahrbücher für die Dogmatik des heutigen römischen und deutschen Privatrechts*, 12 Bd., 1873.

(12) 正確には、Léon Michoud, *La théorie de la personnalité morale et son application au droit français*, Paris, 1924, 2 vol. (『法人理論による法の適用』) である。なお第1講も参照。

(13) 一八七六年～一八八〇年にボン大学及びフライブルク大学で哲學を修め、一八八五年にアレスラウで教授資格を取得。以後、アレスラウ大学で教会法・法哲学・國際法を教授した。その著、『ハーグ平和會議 (Die Haager Friedenskonferenz, 2 Bde., München 1905-07)』は、回會議に關する初の學問的著作としてのみならず、ルイ・ルイの國際法学者による數少な実證的分析として名高く、当時において最も影響力のある法学者の一人であった。その他の主要著作として、Christian Meurer, *Der Begriff und Eigentümer der heiligen Sachen*, zugleich eine Revision der Lehre von den juri-st. Personen und dem Eigentümer des Kirchenguts, 2 Bde., Düsseldorf 1885 ; ders., *Die Juristischen Personen nach Deutschem Reichsrecht* (Festausgabe f. Joh. Friedr. R.v. Schulte z. 50j. Doktorjub. überreicht von der rechts-und staatswiss. Fak. der Univ. Würzburg), Stuttgart, 1901 ; ders., *Der Codex iuris canonici und d. Bayer. Staatsskirchenrecht*, Stuttgart, 1918 がある。Vgl. H. Planitz (Hrsg.), *Die Rechtswissenschaft der Gegenwart in Selbstdarstellungen*, Leipzig, Bd. 3, 1929, S. 125 ff.

(14) ハーリーが「『ベトナムの言葉や、かつ神祕主義の刻印を除け』」(Traité, 3<sup>e</sup> éd., t. 1, p. 496) 展開した法人理論——ルイ・ルイ一九一五年論文八頁以下のそれ——によれば、石川健治『自由と特權の距離』(日本論社、一九九九年) 一八〇頁以下を参照。

(15) 『社会契約論』第一編第六章、および Traité, 3<sup>e</sup> éd., t. 1, p. 579 et suiv. を参照。

(16) ヴィヘルン・ヤイム (第一講V参照) 及びイヒーラハグ (第一講III・V参照) に学んだヴィヘルマンは、一八七六年にローマ法および法哲学の講義許可 (venia legendi) を得たが、その際、一八七一年一〇月にライプツィヒ大学に提出し受賞した懸賞論文『法人の概念と本質』 (Begriff und Wesen der sogenannten juristischen Personen, Leipzig : Duncker & Humblot, 1873) がイヒーラハグに評価され、その他の教員資格論文をもって求めるなかでだらう。その後、トーベ (第二講II参照) の後任としてロストック大学に、次いでハレ大学 (一八八一年)、およびボン大学 (一八八四年) へと移った。シマーテルマハは「十九世紀の偉大なるパンデクテン学派の最後の支持者」であったと言ふ。Vgl. H. Planitz, a. a. O. (Ann.

10) Bd. 1, 1924. および広渡清吾『法律からの自由と選択』(日本評論社、一九八六年) 人名索引・人物略伝。

- (17) Raymond Saleilles, *De la personnalité juridique, Histoire et Théorie. Vingt cinq leçons d'introduction à un cours de droit civil comparé sur les personnes juridiques*, 1910.

## 第六講　國家の問題　形而上学的な解決法と主権の概念

皆さん

光榮にも私が皆さんの前で行つてゐる講義は、「一般公法講義」というタイトルです。私たちは、公法とは何かを問ひ、そして、それは國家の法であると答えました。「そこで、」國家の法とは何か、ということを明確にしなければなりません。私たちは、法とは何か、何が法の要素や法の発現であるのか、そして、法はどのようにして人の様々な形態の活動を規律するのか、ということを述べるよう試みました。残るは、國家とは何かということの検討であります。

### I　國家の外部への発現

この問題は非常に単純で、誰もが容易に答えられるように思われます。しかし、この問題については、長年にわたり多くの書物が著されたのであり、尊大に思われるなどを恐れずに言えれば、これまでの著述の多くは、問題を明らかにするというよりは曖昧にすることに貢献したのでした。と言いますのも、一般に、誤った方法が用いられたからであり、また——物事を直接的に眺め、それがどのように展開するのかを確認し、そして、國家とは何かとすることを実証的かつ現実的な観察方法によつて明確にする代わりに——諸々の政治的な発現の背後に、形而上学的な実体の存在を想定したからです。この点については、今日、法律家の仕事は、何よりも、あらゆる形而上学的な概念を排除し、そして、國家とは實際には何かということを直接的な観察方法によつて探究することでなければ

ならないといつやうになりました。<sup>①</sup>

身近なところを見て、私たちの日々の生活上の事実を取りあげましょう。サーベルや小銃、大砲、機関銃を携えた連隊が通り過ぎるのを見ると、私たちはこれについて、抗し難い物理力であるという印象を受け、そして、次のように言うでしよう。国家こそが、国<sup>ペイ</sup>を外部の敵から保護するためのこのようない力を創設し、指揮するのである、と。「また」私たちが路上に出て、騒擾や混乱を見かけるとします。すると、武装した警察官がやってきて、騒いでいる者を逮捕し、秩序を取り戻します。またしても国家こそが、抗し難い物理力の支配者として、国内における平和や平穏を維持するのです。債務者が支払いをしないと、あなたはその者を提訴し、責任を認める判決を出されるでしょう。そして、あなたは執行名義をもつて、特別の公務員を動員し、この公務員は、債務者の抵抗にも拘らずその財産を差し押さえて売却するでしょう。そうして、あなたは額面について支払いを受けるでしょう。実力によつて私的な債務の支払いを確保するのもまた国家なのです。最後に、手錠をはめられて、監獄に送られたり、あるいは絞首刑もしくはギロチンにかけられたりする犯罪者がおります。これもまた国家の所為であつて、その物理力の絶頂におけるそれです。ジョゼフ・ドゥ・メーストル〔Maistre, Joseph Marie, Compte de, 1753-1821〕は、死刑執行人はすぐれて国家のシンボルであり、そして国家はそれ自体地上における神であるから、死刑執行人は神聖なものであると言つておられたのでした。国家が私たちに対して発現するあり方を総覧すると、皆さんには、何よりも物理力の発現を見出すでしよう。

「何よりも」と申しましたのは、国家の発現は、長い間、もっぱら実力行為であつたとしても、今日ではもはやそうではないからです。現代国家は、それ以前の国家と同様、非常にしばしば、おそらく最も多く、実力によつて行為します。しかし、社会生活の変遷——とりわけ科学上の諸発見によるもの——や、経済学者流にいえば家族経済から国民経済への移行の結果、現代国家は数多くの経済的作用を行つており、それは実力の発現としては表され

ないのです。そして、今後の講義で見るよう、物理的強制力を伴わない多くの公務が存在するのです。<sup>②</sup>ただ、これらの留保を付した上であれば、国家において第一に生じるものは、その物理力、抗し難い強制力であることに疑いがありません。ドイツの偉大な法学者イエーリングや、現代ドイツの政治理論家トライチュケ[Treitschke, Heinrich von, 1834-96]が、「国家は力である」と述べたのは正しかったのです。我々もまた、現在においても将来においても次のように考えるでしょう。すなわち、<sup>エタ</sup>国家は力であり、<sup>ペイ</sup>国において抗し難い物理力が存在する場合にのみ國家は存在するのである、と。もともと、今言及したドイツの学者とは違つて、我々は現在及び将来において、このような国家の抗し難い物理力は、法によつて規律され、制限されていると考えている」とも急いで付け加えておきます。<sup>③</sup>

## II 国家の正当性

このように国家が本質的に抗し難い物理力であるとすると、この力の存在はいかにして正当化されるのか、その力は正当であるのか、そして、正当である場合、それはいかにして示すことができるのかという問題が提起されました。だが、このような問題提起は必然的でした。

社会平和のためにはいかなる国においても力の独占の存在が不可欠であるということは、氣違ひじみた、あるいは狂信的な無政府主義者を除くと、万人に認められています。したがつて、その正当性は確かなもののように思われます。しかし、それにも拘らず、形而上学的な関心に取り付かれた政治理論家、特に十七世紀以降、フランスを中心に行つた者たちは、国家の力を説明するために、国家に形而上学的な実体を、その基盤として付与しようとしました。このような学者たちは、かつての物理学者たちが、例えば電気による諸現象の背後に電気流体を措

定したのと同じような方法をとったのです。彼らは、政治的な力による諸現象の背後に、主権の概念を措定したのです。彼らの推論は次のようなものです。すなわち、この強制力は正当である。この強制力は国家の主権に立脚している以上、何人もそれに服従しなければならない。そして、この主権という語は、一種の護符であって、すべてを説明するものである、と。

次回の講義で見るようく、この主権という概念は、すべてを説明するどころか、理論的に認めがたいのみならず、实际上もいかんともしがたい困難に逢着し、そして国内公法、さらにはとりわけ国際公法の発展を阻害するという重大な帰結を有するのです。それでも、この主権という語が、諸人民の生活や様々な国の関係において依然として私に言わせれば有害な、しかし一般にはその重要性が疑われていない役割を果たしている以上、この言葉に示されている概念がいかにして生じ、いかにして発展したのか、そしてどのような正当化が試みられてきたのかといった点を問わなければなりません。

主権という語はローマ人には知られていませんでしたが、この語が示す思想——至高の力であるというだけの理由によつて、従属する者の意思に対して自らを強制する至高の力という思想——を最初に有するに至つたのはローマ人でした。ローマ共和国時代には一定の政務官の権力を、次いで皇帝の権力を指し示すために用いられた統治權<sup>(インペリウム)</sup>という語は、一七世紀における主権なるもののすべての要素を表明しています。

中世においては、封建時代の間、この思想は完全に消滅するということはなかつたものの、衰退しました。<sup>(4)</sup> この理念は、フランス国王に常に認められた権力、すなわち、近代にはフランスとなることになる領域に対し、その国王大権に基づいて「正義<sup>(ジユス・ティイス)</sup>裁判による平和」を確保する権力において存続しました。<sup>(5)</sup> 「正義裁判による平和」というのは、近代国家の任務を正確に呼称するために今でも有用な貴重な定式であります。

一六世紀の後半、フランス絶対王政の諸要素が完成したころには、主権の概念は精緻化され、フランス人著述家

のボダノ [Bodin, Jean, 1530-96] の有名な『國家論』[1576] という書物においてその最も完全な定式化を見出しました。<sup>(6)</sup>

主権の語と觀念は、このようにして法学者の理論のみならず、一般の意識にも浸透していたのです。その主体であると宣言されたのは国王でした。しかし、この主権を、国王ではなく、人民、共同体全体、国民に付与することになるまでには、あとわずか一步のことでした。ルソーは、有名な『社会契約論』[1762]においてこの考えを実現しました。この『社会契約論』は、確かに能弁ではあるのですが、實際のところは間断なき詭弁と誤謬を提示するものであるにも拘らず、近代思想に甚大な影響を与えたのでした。

### III 主権

主権の觀念は、その完全な發展形態に達しましたが、その内容はどのようなものでしょうか。一の理論体系が、この点について組み立てられました。そして、この理論はきわめて巧妙に構築されていることを認めなければなりません。「しかし」實際のところ、それはなんらの基礎も持たず、宿命的に崩壊すべきものです。ともあれ、以下のように、諸命題は論理的に関連しているのです。

主権は主觀法「=権利」ですが、その保持者については意見の一一致がありません。主觀法「=権利」であるため、主権は意思力です。ただ、この意思力は以下のようないくつかの特徴を有しています。すなわち、（一）命令的な意思力であること、（二）独立した意思力であること、（三）单一の力であること、（四）不可分の力であること、（五）不可譲かつ時効にかかるない力である」と、です。

（一）主権は命令的な意思力です。これは重要な点です。主権的意思は、本質上、その主権に服する領域上に存在するあらゆる意思に優越します。主権的意思とそれ以外の意思との間の關係は、非対等な諸意思間の關係、優越的

意思と従属的有意思との関係です。

すでにここから、このような学説の実際上の危険が理解できるでしょう。実際、このような理論によつては、國家とその臣民との間の契約の義務的性格を認めるることはできないのです。当事者が対等でなければ、眞の契約は不可能ですし、契約から国家に対して生じる義務も存在しないことになります。そして、後に見るようく、主権は定義上、独立の意思であるため、國家間の義務的な国際協約もまた存在しえず、従つて、国際法も存在し得ないことがあります。

(二) 主権は、独立した意思力であつて、他のいかなる優越的有意思にも依存しないものです。独立した意思力でなくねば、主権は主権ではなくなることになるでしょう。ドイツには、ややスコラ学的な、しかし主権に付与されたこの性質をよく表している定式があります。ドイツ人によれば、主権は、自らによつてのみ決定される意思であり、すなわち、自らの行為の目的と範囲とを定める意思、外部で定められる目的によつては決定されえない意思なのです。ドイツではまた、次のようなきわめて含蓄のある定式も使われます。すなわち、彼らが言うには、「主権とは自らの権限を決める権限である」というのです。つまり、主権は自らその行為の領域を定め、唯一、その行為の限界を決定することができるものなのです。

国家に属する主権に関するこのような考え方からすると、国家に優越するいかなる力も、国家の行為の限界を画することはできないこと、したがつて、国家は、国家に対して課される優越的な法準則によつては拘束されえないこと、つまり、公法というものは存在しないことになるのは明らかです。このような帰結に対しては、我々はいくら精力的に抗議してもしすぎるということはありません。

(三) 主権は单一のものです。つまり、同一の領域において、同一の諸個人に対しては、唯一の主権が存在するだけであり、唯一の主権のみが存在しうるということです。このことを示すためには、観念上、同一の領域上に、主

權的であると主張する二つの力が存在することを考えてみれば十分です。もしこの二つの力が一致すれば、困難はありません。しかし、この二つの力が対立する意思を表明した場合を想定してみましょう。その場合、これらの意思の一方も他方も実現せず、それらは相互に打ち消しあい、したがって、いずれの力も主權的ではないことになるか、あるいは、これらの二つの意思の一方が他方に譲歩し、譲歩した方がもはや主權的ではないことになります。というのも、その行為が自分自身以外の意思によって制限されているからです。

主權に対する必然的に認められなければならないこの單一性という性質は、アメリカ合衆国やいくつかの南アメリカの国家、とりわけブラジルやアルゼンチン共和国、ヨーロッパではスイスやオーストリア、ドイツのようないわゆる連邦国家の状態を説明不可能にします。これらの国家の主權の存在を認めるとすれば、例えば、ニューヨーケ州の領域及びこの領域の住民は、地域の国家〔州〕の主權と連邦国家の主權という二つの主權に服していると言わざるを得ません。しかし、それは主權の觀念そのものと全く相容れないのです。<sup>(7)</sup> したがって、この主權という觀念を否定するか、連邦国家は存在しないとするしかありません。連邦国家の存在は否定できない事実であり、主權というものは純然たる觀念的な概念に過ぎない以上、我々の選択は決まっています。

（四）主權は不可分なものです。主權は、意思であることから、細分化すれば消滅してしまいますし、他方、分割された主權というものを指定するトすれば、構成要素たる複数の意思のそれぞれが主權的ということになってしまふでしょう。したがって、同一の領域及び同一の人々に対して作用する二つの主權が存在することになるでしょう。ところが、今見たように、そのようなことは不可能なのです。

ここでもまた、主權の觀念は、これ以上確実なことはない事実と衝突することになるのです。今日、代表制を実践している国ではどこでも、言われるところの国家の主權は、いくつかの機關によつて行使されており、主權的特權のこのような分配は、權力分立と呼ばれています。權力という語は、主權の各構成要素、及びこれらそれぞれに

結びついた特権を指しており、これらの構成要素は、それぞれ等しく主権的なのです。

そうであるとすれば、このような権力分立と、主権の不可分性とをどのようにして両立させることができたのでしょうか。一にして不可分の主権と、等しく主権的かつ独立の執行、立法及び司法という三つの権力とが、いかにして存在しうるのでしょうか。この問いに答えるには、キリスト教の教義における神の三位一体の神秘と全く同様に、そこにはひとつの法的な神秘があるのだというしかありませんでした。

(五) 主権は不可譲かつ時効にかかることがないものです。主権の保持者は、主権を自発的に譲渡することはできませんし、いかに長い間その行使をしなかつたとしても、主権がその保持者の一身に内在する意思の力であり、主権保持者は、存在をやめることなしにはこの力を失うことはない以上、その主権を維持するでしょう。

このことから、主権に関する理論家の中には、ルソーに従つて、主権は不可譲であるのだから、代表されることもりえないと結論した者もあります。政治的代表が意味することは、代表者の任期の間、主権は始原的な保持者から代表者に移され、この間は主権が委譲されるということなのですが、このようなことは不可能なのです。

#### IV 主権の主体

以上に示した学説の基本原理がどのようなものであれ、それを突き詰めて、この理論が、次のような最後の本質的な問題にどのように答えようとしているのかを示さなければなりません。すなわち、主権の保持者とは誰かといふことです。私に言わせれば、この問題は解くことはできないものであつて、そのことは主権の概念がまったくもつて現実に対応していないことを証明する新たな証拠なのです。この問題が解決不可能であるということの証拠は、その解決のために提案された、大要三つのカテゴリーに分類することのできる幾多の理論の中になります。三つの

カテゴリーとは、(一) 家産国家 (Etat patrimonial) ないし物的国家 (Etat-objet) の諸理論、(二) 国民国家 (Etat-nation) の諸理論、(三) 権力国家 (Etat-puissance) の諸理論です。<sup>(9)</sup>

(一) 物的国家ないし家産国家の諸理論は、フランス革命に至るまでのヨーロッパ全体で支配的でした。この理論は、政治理論家によつて提示されたのみならず、あらゆる国において国内政治に、そしてヨーロッパ全体において国際政治に確実に示唆を与えていました。国家についてのこのような考え方と結びつけると、<sup>(10)</sup> によって初めて、フランス革命に至るまでのヨーロッパ史を理解することができます。

このような国家の考え方によれば、主権的な力の保持者は君主<sup>(11)</sup>です。もともと、この君主という表現を使って、王や皇帝、ヴェネツィアのような貴族的共和国の評議会など、あらゆる統治者が指示されています。君主は、自ら主権の主体となります。君主は、所有権に類似した権利を有しています。統治権<sup>(12)</sup>は、法的には所有権のモデルに基づいて構成されています。住民及び領土はこのような権利の客体です。

フランス革命と共に、主権と国家に関するこのような考え方はほとんど完全に消滅します。しかし、オーストリア＝ハンガリーにおいては、一九一九年のヴエルサイユ条約、及びその数日後に調印され、オーストリア＝ハンガリー帝国を世界地図から抹消することになったサン・ジェルマン条約まで維持されます。

さらに、一九世紀のただ中において、物的国家ないし家産国家という時代遅れの理論が、ドイツの最も偉大な法律家の一人であるバイエルンのザイデル教授によつて説かれたのでした。<sup>(13)</sup>

(二) 国民国家ないし民主権の理論は、フランスでは、大革命以来今日まで、不可侵のドグマとされてきました。

この理論は、その最高かつ完全な表現を、一七八九年のフランスの人権宣言〔第二条〕、フランス革命期のすべての

(1) Seydel, *Grundzüge einer allgemeinen Staatslehre*, 1873.

諸憲法、一八四八年フランス憲法〔第一条〕、さらにはエジプト憲法〔第二三三条〕においてまで見出しました。<sup>(12)</sup>

この理論においては、構成要素たる個人とは別個の人格と觀念された国民そのものが、始原的な主権の保持者であり、国民そのものがこの主権の行使をいくつかの機関に委任するのであるとわれます。主権の保持者でありかつ自ら設立した機関によって主権を行使する国民が国家であるとれます。

このような国民主権の理論は、ある時代の間にはずっと、人々の精神をかきたて、憲法に示唆を与え、そしてしばしば革命を引き起<sup>こ</sup>しました。しかし、今日においてはこの理論は衰退に向かっていることは否定できないでしょう。この理論の理論的及び実際的価値についてどのような理由でどのように考へるかといふことについては、次回の講義で検討することに致します。

(11) 権力国家の理論は、多くのドイツの法律家によつて今日説かれております。四〇年ほど前に法律家ゲルバー〔Gerber, Carl Friedrich Wilhelm von, 1823-91〕によつて明らかにされたこの理論は、今世紀の初めにイエリネック教授〔Jellinek, Georg, 1851-1911〕によつて採用・發展せられ、同教授の影響の下、ドイツの学問の通説となりました。<sup>(13)</sup>

この理論においては、主権の保持者は、君主<sup>（フランス）</sup>でも国民でもなく、それ自体として把握された国家であると説かれます。哲学者たちが言つよ<sup>う</sup>に、國家が仮定されるのです。すなわち、国家は人格として存在するといふこと、国家が国家であることそのこと自体によつて、国家は主権の主体であるといふことが、ア・プリオリに主張されるのです。国民についてはと言え<sup>ば</sup>、この理論においては、国民は議会と全く同様に、国家の機関に過ぎません。国民は選出機関、議会は立法機関なのです。このようないくつかの矛盾と困難について示しました。しかし、まことに国民の職<sup>（ファンクシオン）</sup>分を決定し、また、その権利を制限することが出来ます。

今回の説明において、私は、主権概念が逢着することになるいくつかの矛盾と困難について示しました。しかし、

それでは十分ではありません。次回の講義では、國家の問題について与えられようとしている形而上学的な解決が  
達着する、理論的及び実際的な困難についてより詳細に示そうと思います。

一九二六年一月四日

(訳注)

- ① ここの叙述の前提となるデュギーの方法論については、第一講IVを参照されたい。
- ② 第八講IVを参照。
- ③ デュギーによれば、イエーリングやトライチュケは、國家の本質的特徴が物理力であるところ」とを事実の確認としてはなく、國家の全能性を正当化する原理として述べたものであり (*Traité*, 3<sup>e</sup> éd., t. 1, pp. 541-2)、このところから本文のような留保を付してくるのである。
- ④ すなわち、封建時代における封建領主の権力は、封臣との間の契約に基づくものであったからである。他方で、統治権の語は、ローマ皇帝や本文に言及されているフランス国王の権力について用いられたところ (*Traité*, 3<sup>e</sup> éd., t. 1, p. 596)。
- ⑤ レジストたちはこの思想を元に、ローマ的な思想と封建的諸制度を結合すべしとの如きに、フランス国王の統治権の観念を再建する所になつたところ (*Traité*, 3<sup>e</sup> éd., t. 1, p. 597)。
- ⑥ 領主権、特に国王領主権の性格を示すものとして用いられていた主権の語は、十六世紀にはもっぱら国王領主権そのものを指すものとして用いられるようになり、ボダンはこうした用法を行つた初期の例であるといわれる (*Traité*, 3<sup>e</sup> éd., t. 1, pp. 598-9)。主権觀念の展開については、高橋和之『国民内閣制の理念と運用』(有斐閣、一九九四年) 一五九頁以下も参照。
- ⑦ デュギーは、主権の実体とその行使を区別する見解をスコラ学(形而上学)的であるとして排斥して、主権の実体は国家に属し分権的団体はその行使のみを行うとの説明を批判する (*Traité*, 3<sup>e</sup> éd., t. 1, pp. 625-630)。
- ⑧ 権力分立と三位一体の神学理論との類比については、第一講IIIを参照。
- ⑨ 「憲法概論(第三版)」第五章では、それぞれ家産国家の理論、フランス的理論、ドイツ的理論と呼ばれている。
- ⑩ 訳注⑤に示したとおり、デュギーによれば、レジストたちはフランス国王の統治権の觀念を再建したのであるが、この際、この統治権は国王

の所有物であるとされ、所有権が所有者の物に対する絶対的権利であるのと同様、統治権は、国王の王国に対する絶対的権利であるとされたのだと云々 (*Traité*, 3<sup>e</sup> éd., t. 1, pp. 596-7)。

(11) デュギーによれば、ザイデルは法的レアリズムを採用して国家人格が支配権の主体であるとするものであり、この点は正当であるとする。他方、ザイデルが君主を命令権の主体とする点については、権利否定論（第二講VI 参照）の見地から、また、法による権力の制限の観点から批判して云々 (*Traité*, 3<sup>e</sup> éd., t. 1, p. 602)。

(12) 一七九一年憲法第三編第一条、一七九三年権利宣言第一五条、一七九三年憲法第七条、一七九五年権利宣言第一七、一八条、一七九五年憲法第二一条

(13) 「すべての権力は国民に由来する。」これらの権力は、「」の憲法で定める方法で行使される。」

(14) Gerber, *Grundzüge des deutschen Staatsrechts*, 3 Aufl. 1880. 簡単な紹介・検討として、参照、栗城壽夫『一九世紀ドイツ憲法理論の研究』（信山社、一九九七年（初出一九九一年））五〇九頁以下。

(15) Jellinek, *Allgemeine Staatslehre*, 1900.

## 第七講　國家の問題　形而上学的解決の諸困難

皆さん、

我々は前回の講義において國家とは何かを問い合わせ、國家が主として物理力の発現として立ち現れることを見ました。次いでこの力が正当なものでありうるのは何故かを問い合わせ、人間に固有の形而上学的欲求に彩られ、広く受け入れられた旧来の理論において、國家権力の正当性が主権という概念により説明されるのを見ました。我々が明らかにしたように、この主権概念に基づいて、確かに論理的ではあるが不自然な一の理論体系が構築されたのでしたが、この学説を唱える人々は、かかる主権の担い手については様々な見解を抱いていました。

ここで考察を中断してはなりません。と言いますのも、この主権理論は、もし然るべき実際的な帰結をもたらし、また現代社会の諸々の政治的事実を説明してくれるものであるならば、それがいかに不自然なものであれ、どうにか支持することも出来るだろうからです。しかし、事実は全く逆なのです。主権理論はあらゆる困難に逢着し、それゆえこれを認めることは出来ず、断固否定しなければなりません。加えて、主権理論は諸々の有害な帰結をもたらすのであって、それゆえ、この理論を受け入れることは絶対に出来ないのです。今回の講義では、この点をご説明しようと思います。

### I　主権の起源を決定することの困難性

まず第一に、主権が存在するとして、それはどこから来たのでしょうか。その起源はどこにあるのでしょうか。

何世紀にもわたって人はこの問題を論じ、議論に身を投じたのですが、解決には一歩も近付いておりません。学説は星の数ほどありますが、これらを詳細に説明するつもりは毛頭ありません。しかし、第一義的な諸要素を度外視すれば、これらを一つのグループに分類する」ことができます。即ち、主権神授説 (doctrine théocratique) と主権民授説 (doctrine démocratique) です。実際、あらゆる理論体系は、神授理念か民授理念に結び付いています。

神授説はそれ自身、超自然的神授説と摂理 [による] 神権 (droit divin providentiel) 説といふ二つのカテゴリーに分類されます。

超自然的神授説は、<sup>ディヴァニテ</sup>神<sup>①</sup>が「政治権力を創設するだけではなく」<sup>フランス</sup>君主<sup>②</sup>その人をいわば名指して、直接主権を付与したのだと説きます。<sup>③</sup>こうして一四世紀以降、フランスの法学者たちは、フランス国王は「その権力を、神と剣のみから引き出した」と説いたのです。確かにこの定式は、権力の授与者を自任する教皇、及び全ヨーロッパの総領主を自任するドイツ皇帝に対抗して、国王の法学者たちが考案したものでありました。しかしそれにも拘らず、この公式は、超自然的神授説の大変簡潔かつ正確な表現がありました。二〇世紀の只中においてもなお、皇帝ヴィルヘルム二世 [Friedrich Wilhelm Viktor Albert, 1859-1941]<sup>④</sup> が行つた演説の中には、この公式が厳粛に宣誓されていることが認められます。

摂理神権説は、より纖細かつ巧妙です。<sup>⑤</sup> それに依れば、万物は神に由来し、主権も神に由来するとされます (Omnis potestas a Deo)。しかし、神から由来するものはそれ自体として把握された主権、主権それ自体、主権の実質なのです。反対に、国や時代により異なる各々の形態を伴つた主権は、神ではなく人に由来します。これは人民の意思の產物であり、人間の創造物です。それゆえ、人間に關する事柄と同じ欠点を持ち、またこれと同じように展開するのです。実際のところ、摂理神権説は、権力自体が神に由来するとする点を除けば、民授説と同様の考えに立つものであつて、論者によつては、純粹な民授説よりも科学的な性質を持つてゐるように思われます。

確かに神授説は、出発点が非科学的であり、それゆえ論ずるには及びません。しかし、これらの学説のみが論理的であることもまた明らかなのです。実際、もし主権が存在するのであれば、それは人間の意思に優越する意思の力であり、またそうでしかり得ません。ところが、このような意思力は、現世を超えた全能の存在によつて与えられた場合にのみ、存在しうるのです。

## II 主権民授説

民授説<sup>(6)</sup>もまた、仔細に見れば種々に分類することが出来ますが、次のような共通の基盤を有しております。すなわち、始原的な主権は団体 (collectivité) に属するとされており、殆どが国家の形をとつてゐる現代社会を念頭に置くならば、民授説は、大変しばしば反復される定式、すなわち「始原的な主権は国民<sup>ナシオン</sup>に帰属する」という定式に要約することが出来ます。民授説は、国民主権説なのです。

この点とくに誤解を避けたいので、はつきりと説明しようと思います。本日の講義に私が付けたタイトルや、国民主権について私が述べたり書いたところから、私が国民主権の存在を科学的に否定していることは、皆さんも御存知でしょう。しかし、それにも拘らず、私は民主主義者なのです。私は熱烈な民主主義者を自任していますし、それも、公開討論会で仰々しく国民主権の原理を宣つてゐる人々の多くよりも一層民主主義者であることを自任しております。私が民主主義者であるというのは、あらゆる国において、市民の全体が公共の事柄の運営に等しく参加することが望ましい、それもできる限りそうなることが望ましいと、私が考へてゐるからです。私はまた、女性の投票権を強く支持する者でもあります。それゆえ私は、熱心な民主主義者を自任することができるのであります。しかし、だからと言つて、物事の正しい現実を見失うわけではありませんし、国民主権の概念が科学的に如何なる

現実にも対応していないと主張できなくなるわけでもないのです。

フランス革命及びフランスの幾つかの憲法は国民主権の原理を宣言していますが、そうであるからと言つて、これが真の公理となるわけではありません。もしこの過てるドグマが宣言されなかつたならば、恐らく、多くの悪弊、多くの過ちが避けられたことでしょう。人々が精神を昂らせ、過激に走つたのは、この過てる原理の故なのです。ある時代の間にはずっと、人々は国民主権という語の魔力に完全にとり憑かれていました。ヨーロッパの君主制の多くを動搖させ、崩壊させたのは、この言葉なのです。しかし、このことは、この語が現実を表していることを決して意味しません。確かにこの語は社会的な影響力を持ちましたが、ではそれが真実かといふと、そうではないのです。人間は超自然的なもの、神秘的なものに対する信仰を求めるますが、これは常に満たされることはありません。人はもはや神を信じおりませんが、言葉の超自然的な力を信じているのです。一世紀以上にもわたつて、それは国民主権という言葉でした。今日では組合の自由、ストライキ権、八時間労働という語がこれに当たります。いざれも仰々しく危険な定式であり、社会学を修めた法学者 (juriste sociologue) は、政治家や選挙人に対し注意を喚起しなければなりません。

いざれにせよ、以下が国民主権論の要諦です。この理論は、ルソーの『社会契約論』<sup>(1)</sup>において、最も詳細に表明されています。<sup>(7)</sup> すなわち、自然状態において人間は孤立した自由・独立の存在であるが、ある時期に自発的に相接近し、暗黙の了解が取り結ばれて、安全を享受するために、その代償として自然的独立を互いに放棄することにした。これが社会契約であり、そこから共同の自我、すなわち一般意志<sup>(8)</sup>が生じる。この人的集合体が国民であるならば、共同の自我、一般意志は国民の意識、国民の意思だということになる。この一般意志、国民意思は主権的であり、それは次の二つの理由に基づく。

(一) 容器が内容物よりも大きいのと同じように、一般意志は個人の意思よりも大きい。それゆえ、一般意志は

各個人の意思に当然に優越し、すなわち主権的である。（二）一般意志がその性質上、各個人の意思に優越するとしても、それは個人的意思の総和である以上、一般意志が命ずる場合でも、それに従う各人の意思は、実際には自分自身に従つてゐるに過ぎない。それゆえ個人が一般意志あるいは国民意思に従うのも正当である。と言うのも、彼は自身に従つてゐるに過ぎず、すなわち一般意志に従うことで自分自身に従つてゐるに過ぎないからである、と。

『社会契約論』においては、多くの節でこの理念が明確に示されています。二つ例を挙げますと、『社会契約論』の冒頭において、ルソーは次のように書いています。「人間は自由なものとして生まれた、しかも至るところで鎖につながれている。どうしてこの変化が生じたのか？ 私は知らない。何がそれを正当なものとしうるのか？」私はこの問題は解きうると信じる。<sup>(9)</sup> またもう少し先の所では、「主権者は、それを構成している個々人からのみ成るものであるから、彼らの利益に反する利益を持つていなし、また持つことも出来ない。従つて、主権者の権力は個々人に對してはどんな保証も必要としない」<sup>(10)</sup> と書いております。

### III 主権民授説に対する批判

この論理に何がしかの意味があるのかと言えば、全くありません。それを示すのは簡単です。まず一般意志があるとしても、それが個人の意思に優越することは何等証明されておりません。いかに一般的であつても、それは人間の意思なのであって、神がそれに主権を与えたことが示されてもしない限り、この意思が主権を持つなどと認めることは出来ないので。主権が人民に存すると言ふことは、神授権により主権を王に帰そうとする者と同類の、

(1) *Du Contrat social, livre I, chap. I et chap. VII.*

信仰告白に過ぎないのです。そうであつてみれば、國民主権論が国王の神授権に人民の神授権を取つて替えるものに過ぎないと言われたのも、宜なるかなです。

ルソーや彼の支持者は、次のように言います。私は一般意志に従うが、私は自由である。なぜなら、私は自分自身に従つているに過ぎないからであり、と言うのも、一般意志は個人の意思より成るからだ、と。この論理についてはどうでしようか。これは矛盾であり、詭弁であります。實際、共同の自我、すなわち各人の意思とは異なる意思を持つ集合的人格が存在し、それゆえ国民意思は決して諸個人の意思の総和ではない、とされます。それゆえ、一般意志に従うときには、その従属の対象は、個人の意思とは異なった意思なのであり、個人に優越し、個人とは区別される主権者なのです。自分自身に従うのではなく、優越者に従うのです。如上の論理は自家撞着に陥り、何も説明することが出来ません。

しかし、このやや細かな論証を措き、本題に入りましょう。國民主権の原理を宣言し、実行している国においては、いかなる事態が起こつてゐるに過ぎないでしょうか。市民団に選挙やプレビシットの形で意見を諮る必要があり、過半数が得られなければ決定を行ふことは出来ません。そこでもし千対五百で決定が下されたなら、實際には、千人が五百人に対して意思を押し付けているのです。物事の眞実を見るならば、いうところの國民主権は他者を圧しようとする千人に帰属しているのであり、臣民に意思を押し付けようとする国王の企みと同様、正当なものではあります。國民主権とは、少数者を多数者に従属させるものに過ぎないのでです。

ルソーは、批判をもつともだと考え、それに応えようと努めました。そして、スポーツの用語を使うことが許されるなら、ここにおいてルソーは屁理屈の新記録を樹立した、と言ふことが出来ます。實際、ルソーは不遜にも次のように書いています。「それゆえ（人民集会において）私の意見に対立する見解が優位を占めた場合、これは私が誤つており、私が一般意志だと考えていたものがそうではなかつた、ということを示すものに他ならない。私の

特殊的見解が優位を占めたならば、私は望んではいないことを為したのであり、すなわち私は自由ではない。<sup>(12)(2)</sup>」

しかしして、ルソーに依れば、人間が自由であるのは一般意志に全面的に従うときであり、すなわち多数者の意思に従うときなのです。忘れてはならないのは、ルソーがフランス語で、しかも美しいフランス語で著述したとは言え、彼はフランス人ではなく、ジュネーヴのカルヴァン主義者であったことであり、そこから容易に彼の政治的心性が理解されるのです。誰もが認めるように、ルソーの思想がヘーゲルの政治哲学を触発し、今日のドイツの法学者はこの哲学から力の論理 (doctrine de la force) を汲み取つたのであって、これが国内における絶対主義、対外関係における暴力という、ドイツ政治の背景にあるものなのです。<sup>(3)</sup>

## N 国民主権と普通選挙

しかし、理論はひとまず措き、実際的な観点からのみ検討することにしましよう。<sup>(13)</sup> もしも国民主権論が普通選挙の基礎付けに資するのであれば、その矛盾、その理論的欠陥にも拘らず、この理論を支持すべきだと考えたい。しかしどうでしょう！ 国民主権の理論はこの利点すら持たず、それを証明するように、一七八九年の憲法制定議会は制限選挙を設けるために、まさに国民主権の原理を持ち出したのです。国民主権の原理が信じられた時代があるとすれば、それはまさしくフランス革命の当初でありました。トクヴィル [Tocqueville, Alexis Charles Henri Maurice Clérel de, 1805-1859] 氏が語ったように、このドグマは、宗教上の信仰箇条の如くに、その伝道者と殉教者を持ったのでした。そして、それにも拘らず、一七九一年の憲法制定権者は普通選挙を行わないように用心したのでした。彼ら

(2) *Contrat social*, livre II, chap. IV. [第四編第一章の誤り。]

(3) Conf. mon étude, J.-J. Rousseau, Kant et Hegel, RDP, 1918 et triage à part.

が宣言したところに依れば、国民主権の原理により、憲法制定権者には、全ての者に投票権を与えることではなく、国民意思を最もよく示しうる者を決定することが義務付けられていたのです。それから半世紀の後、一八四八年に、国民主権の原理及び普通選挙のドグマが厳粛に宣言されました<sup>(14)</sup>が、その言葉にも拘らず、実行に移されませんでした。普通選挙は決して行われなかつたのです。と言いますのも、女性の選挙権が否定されたことによつて、フランス人の半数が政治生活から排除されたからです。

以上が、主権民授説が何物も説明していないとの理由です。主権神授説と同様に、主権民授説は主権を正当化することが出来ないのです。しかし、次のように言う人がいるかもしれません。主権の始原的な保持者が君主、国民、国家の誰であれ、その起源の如何を問わず、主権は存在する。これを否定するのは明白な事実を否定することである。物事をありのままに捉えなければならない、と。

私は次のように答えたいたい。主権は存在しない、存在するのは主権に対する信仰である。あるいは少なくとも、一定の時代に存在したのは主権に対する信仰である、なぜなら今日、このような信仰は明らかに凋落しているからだ、と。かかる信仰の背後には何ものも存在せず、また決して存在しませんでした。かかる信仰はそれ自体危険であり、それゆえこれを打破しなければならないのです。しかし、直ちに付け加えるべきは、統治者は命令権を持たないとしても、公務を運営し、組織し、管理する義務を負い、後に示すように、この義務が統治者の権力を基礎付けもすれば制限もある、ということです。

国家主権に対する信仰を打破すべく努めねばならない主たる理由は、このような信仰を抱いている間は、国内公法および国際公法を構築することが絶対に出来ないからです。

注意を促しておきたいのは、主権は、もしもそれが存在するならば、国家の独立した意思であり、自身によつてしか制限されず、その活動範囲を自ら定めるものであるということです。ところで、公法が存在しうるのは、自己

を縛る法準則によつて国家が拘束され、この法準則により一定の作為・不作為を命じられる場合のみであります。そして、外部から規定されることなく自身でその活動の対象を定める意思を、国家が持つならば、国家を拘束するそのような法準則を想定し実現することは不可能です。それゆえ、公法か主権か、いずれか一方を放棄しなければなりません。その中間は存在しないのです。

これらの矛盾を調整するため、多くの努力が払われ、驚くべき巧妙な論理が構築されました<sup>(16)</sup>が、決して成功しませんでした。一七八九年～九一年のフランスの憲法制定者は、個人の自然的権利の理論を採用することによって、この調整が出来ると信じましたが、この理論については後に立ち入つてご説明いたします。人は人であるというこのみに基づいて、不可譲かつ時効にからない自然権を持ち、国家はこれを侵害することが出来ない、あるいは少なくとも、全ての人々の権利を保護するために必要な範囲においてのみ、国家はこれらの権利を制限することが出来る、とされます。するとしかし、困難なディレンマが立ち現れます。すなわち、国家は主権的に判断した上で個人権を制約することができ、かくして個人の自由が消え失せるか、あるいはまた、国家は個人権を思いのままに制限することが出来ず、かくして消え去るのは国家の主権であるか、ということになるのです。

隣接する領域、すなわち契約的な領域（domaine contractuel）においても、同様の困難が立ち現れ、同じディレンマに悩まされます。裁判所及び法学者により広く認められている原理があるとすれば、それは国家が契約に拘束されるということです。しかし、国家が主権的であるとすれば、国家が契約に拘束されることには有り得ません。と言うのも、国家の意思が自身以外によつて決定されてしまうことになるからです。すなわち、国家が契約に拘束されるならば、国家はもはや主権的ではないのです。確かに、このディレンマを解消するために、公法上の契約が考案されました。しかし、いわゆる公法上の契約は契約とは似ても似つかぬものなのであって、一方の当事者たる国家は自身が望んだ場合にしか拘束されないのであるから、このディレンマが解消されたとは決して言えません。

それゆえ、この主権という概念を抹殺しなければなりません。この概念は死んだも同然なのですが、しかし抹殺してしまわねばならないのです。<sup>(4)</sup>

## V ドイツの自己制限論<sup>(5)</sup>

ドイツの法学者たちはこの難点をよく理解し、それを回避するために巧妙な、大変巧妙な体系を考案しましたが、それはまやかしです。これがいわゆる自己制限の理論であって、そのポイントは次の点にあります。彼らが言うには、国家は、自己以外によつてその意思が決定されないという意味において主権的であるが、しかし、法を創造する国家は、自身が創り出したこの法に自発的に従うことも出来る。それゆえ、法に服し、法により制約・制限されても、国家はなお主権的である。実際、自発的に法に服することによつて、国家は自身によつて決定されたということになるのであり、国家は法により制限されることになるけれども、国家の意思はなお主権的なのである、と。

この説はもちろん巧妙なものではありますが、誰も欺くことは出来ません。屁理屈もいいところです。実際、自発的に法に従つた場合のみ、政治的に得だと考えた場合のみ、自分が法に従つて行動した方がより一層の服従を得られると考えた場合のみ、国家が法に制約されるのだとすれば、国家はまた、状況が変わり、法に背くことが自身の利益になるときには、自由に法の制約を免れる事が出来るのです。<sup>(5)</sup>

自己制限説を最初に定式化した大法学者イエーリングは、そのような帰結にも決してたじろぎませんでした。彼が明言するところに依れば、法は力による政治 (politique de la force) であり、国家が法に服するのはより一層の服従を得るためにあるが、しかし、法に従わない」とが自身の利益になる状況においては、国家は常に法の拘束を免れるのである、といつゝになります。イエリネックも似た言葉で同じ考えを表明しましたが、それに加えて曰く、

「法が国家のためにあるのであって、国家が法のためにあるのではない」と。

「ハハして、一九一四年八月五日、ベートマン＝ホルヴェーク<sup>(18)</sup> [Bethmann-Hollweg, Theobald von, 1856-1921] 氏は、ドイツがベルギーの中立を侵したことを理由に宣戦布告を通知してきたイギリス大使を接受した際に、ドイツが署名したにも拘らず蹂躪した中立条約に言及しつつ、次のように叫んだのです。「そんなものはすべて、紙切れだけの」とじやないか！」と。ベートマン＝ホルヴェーク氏は、ドイツの偉大な法学者の理論を、政治上の言語に置き換えたに過ぎないのでした。

これこそ主権概念が論理必然的に帰結するものなのでして、それゆえ、この理論は裁かれ、終局的に断罪されたと言えるでしょう。

国家の形而上学的概念や主権理論を打破するだけでは充分ではありません。それに代えて、現実のままの国家を明らかにし、この国家が如何にして真に法に服し、法に制約されるのかを示さねばなりません。次回の講義でハの点をお話したいと思います。

一九二六年二月九日

(4) 次の優れた論文を参照。 Cf. M. Politis, *Les limitations de la souveraineté*, *Revue de Paris*, 1er mars 1926. ポラティス氏は、主権とう語をお用

ふてゐるが、ハの語が示してゐる内実についても注目しておこう。

(19) Ihering, *Der Zweck im Recht*, S. 343, 366, 367.; Jellinek, *Allgemeine Staatslehre*, S. 302 ff., 323 ff.

(1) 超自然的神授説はしばしばカトリック神学の定説であるかのように説かれるが、デュギーに依れば、これは誤りである。といふのも、例へばトマス・アクイナス [Aquinas, Thomas, 1225?-1274] によれば『神学大全』等の叙述を検討するに、トマスは権力の本質、それ自体 (*forma prælatonis*) の権力の起源を神に求めり、その時々の形態をもつ現実の権力についても、これを人民に由来するものと考えてゐるからである。セント・回ジリオはベルナルド [Bellarmine, Roberto, 1542-1621] やスマレハ [Suárez, Francisco de, 1548-1617] の著作にも認められる。〔*Traité, 3e éd., t. 1, p. 558 et suiv.*〕。権力の起源に関する彼らの主張を一語で要約すれば、「権力は、間接的には神に由来し、直接的には人民に由来す」 (p. 561)。

(2) ルバペルトのトマス、高橋和之「国民内閣制の理念と運用」(有斐閣、一九九四年)一五八頁以下、および Maurice Block, *Dictionnaire général de la Politique*, t. 2, 1867, p. 180 を参照。

(3) ルバペルトは、『憲法概論』においては、「フランス国王はその王国を神と剣のみから成ら出した」と表現されてゐる (*Traité, 3e éd., t. 1, p. 564*)。

(4) これは一九一〇年八月二六日にヴィルヘルム二世がケーニヒスベルクで行った祝杯演説を指してゐる。ルイ十五世の勅令 (一七七〇年) と見紛うばかりのこの演説は、ドイツにおいて大きな反響を呼び、一部では激しい反対運動を引き起したために、ヴィルヘルム二世は数日後、マリエンブルクにて同演説の射程についてて釈明・緩和する演説を行つた (*Traité, 3e éd., t. 1, pp. 565-6*)。なお、ケーニヒスベルク演説についても、一九一〇年九月一日付の *Temps*, p. 25 et suiv. を参照されたい。

(5) 摂理神権説によれば、権力は神のみに由来するが、その保持者たる人間は、この権力を人間に以て (*par moyens humains*) 帰えられる。ただし、このプロセスは、神の摂理——それは常に現在する——の見ゆる導きの下で行われる、とする。これは先に見たトマス・アクイナスやベルナルド、スアレスなどの理論、すなわちカトリック神学の定説と全く類似のものだと見えるが、この説が現代思想史において重要な地歩を占めるに至つたのは、ルイ・ボナール [Bonald, Louis-Gabriel-Ambroise, vicomte de, 1754-1840] の影響の下におこしたものであつた (*Traité, 3e éd., t. 1, p. 567 et suiv.*)。

(6) 先註でも触れたように、中世の神学理論の内には主権民授説・契約説の萌芽が見られたが、このように統治権力の起源・正統性を論じるにあは、古典古代の政治理論 (神学理論を含む) 統治理論は、政治権力の正統化に腐心するものとなる。ルバペルト、「帝權 (*imperium*) と教權 (*sacerdotium*) を巡るグラジウス原理が支配する中世キリスト教共同体 (*republica christiana*) なる範型においては、教会—国家間の政治的対立・不安定に直面して、かかる統治権力の正統化に応え得る理論がとりわけ要請され」たからである (赤坂幸一「権力分立論の源流 (一)」法学論叢一五〇卷二号 (一九〇一年) 五七頁)。そして、一二世紀までのアウグスティヌス流神学的国家観・統治権力觀と、一二世紀以降に復興するアリストテレス流国家観との調和を模索したのが、先のトマス

＝アクイナスだったのである。

(7) デュギーの理解に依れば、ルソーは数世紀にわたって定式化されてきた諸理論を再現したに過ぎない。古代以来の理論展開の概観については、

*Traité*, 3<sup>e</sup> éd., t. I, pp. 572-9 を参照。

(8) 以下において、「意志」および「意思」の原語はひよこべ volonté である。

(9) 「社会契約論」第一編第一章 (岩波文庫版一五頁 (訳文は同書によつた))。

(10) 「社会契約論」第一編第七章 (岩波文庫版)一四頁 (訳文は同書によつた))。なお、「社会契約論」原文では、本引用中の「個々人」は「臣民」である。

(11) むろん、社会契約による共同の自我（一般意志）の成立それ自体についても、デュギーは根本的に否定してゐる。したがつて、国民意思の存在を前提にして、これに法的表現を与えたのが「国民民主権」だ、とするエスマンの学説についても、デュギーは否定的である (*Traité*, 3<sup>e</sup> éd., t. I, p. 582 et suiv<sup>o</sup>)。

(12) 「社会契約論」第四編第一章 (岩波文庫版一五〇頁)。

(13) 以下の議論について、*Traité*, 3<sup>e</sup> éd., t. I, p. 585 et suiv. を参照されたい。

(14) 一八四八年一月四日のフランス共和国憲法第一条、および第二四条以下を参照。

(15) 第八講IVを参照。

(16) 第一四講II・IIIを参照。

(17) 以下の議論については、*Traité*, 3<sup>e</sup> éd., t. I, p. 652 et suiv. を参照されたい。

(18) 一九〇五年にプロイセン内相、〇七年に帝国内務次官を務めた後、〇九年から帝国宰相・プロイセン首相を務めた。国内改革における失敗や対イギリス軍備制限交渉の挫折等により、国内的・国際的危機を生み出した。ウンカー・独占資本家の世界政策に影響されて第一次世界大戦に突入したが、議会多数派と軍部との対立の中で一九一七に失脚。第一次対戦の勃発に際して、ベートマン＝ホルヴェーケ自身はドイツの对外膨張の緩和を試み、それによって協調諸国——とくに建艦競争に関するイギリス——との和解の途を探ろうとしたが、オーストリアとの同盟関係の下でロシアに宣戦し、またベルギーの中立を侵してフランスに軍隊を派遣することとなつた。これによりイギリスはドイツに宣戦したが、これに深く動搖したベートマン＝ホルヴェーケは、激昂のうちに、ベルギーの中立を「ただの紙切れ (ein Fetzen Papier)」と呼んだといふ。Vgl. Neue deutsche Biographie, Bd. 2, Duncker & Humblot, 1971, S. 183 ff.